

随意契約理由

令和 5 年(2023 年)4 月 1 日

契約担当課名	児童生徒課
発注担当課名	児童生徒課
契約名称	学生カウンセラー賠償責任保険・損害保険
契約内容	学生カウンセラー賠償責任保険・損害保険
契約締結日 及び契約期間	令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日～令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日
契約の相手方 (所在地・名称)	奈良県奈良市四条大路 2-2-12 マーシュ総研株式会社
契約金額	146,470 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当)</p> <p>学生カウンセラーに対して、従来の無償ボランティアを対象とした傷害保険・賠償責任保険では保険が適用できず、学生カウンセラーの無保険状態を解消するため、損害保険を取り扱うマーシュ総研株式会社に対して、学生カウンセラーに適用できる独自の保険の設計を依頼したものです。</p> <p>このため、同社以外に同様の保険を取り扱う事業者がないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものです。</p>